# 狂犬病対策について

## 1 狂犬病の現状

- (1) 狂犬病は、狂犬病ウイルスの感染による人と動物の共通感染症です。 すべての哺乳類が感染し、人が感染し発症した場合、恐水、恐風、興奮、麻痺等 の神経症状を示し、呼吸障害により 100%死亡することから、古来、人類に とって最も恐るべき感染症の1つとされています。
- (2) 狂犬病は、アジア、米国、EU 諸国をはじめ世界各国において発生がみられますが、人においては、毎年3~5万人の死亡例が報告されています。人の発生の感染源の多くは、狂犬病に感染した犬やコウモリ等の動物による咬傷事故(感染動物の唾液にウイルスが含まれます。)が原因とされ、犬をはじめとする動物に対する不断の予防対策が重要であります。
- (3)日本は、現在、英国、豪州等とともに狂犬病の例外的な清浄国ですが、アジア 諸国においては、インド、東南アジア諸国をはじめ、中国、韓国においても発生 しており、中国においては、最近の犬飼育の普及等のペットブームを背景に狂犬 病がまん延し、毎年 3,000 人規模の死亡者(感染症による死亡報告数は結核に 次ぐ第2位)が報告され、大きな社会問題となっています。

#### 2 狂犬病対策の重要性

- (1)日本における狂犬病の最終発生は、犬が 1956 年 (昭和 31 年)、人が 1954 年 (昭和 29 年)とされていますが、その後、1970 年 (昭和 45 年)ネパール旅行の帰国者 1 名に、また、2006 年 (平成 18 年)フィリピン旅行の帰国者 2 名に、帰国後の狂犬病の発症・死亡例が確認されております。
- (2)近年、人と物の国際交流、グローバル化が進展する中、狂犬病の侵入の機会は増大しており、一方、犬、猫等の家庭動物の飼育が普及し、家庭生活の伴侶として広く受け入れられてきている中、BSE、SARS、高病原性トリインフルエンザの例をみるまでもなく、人と動物の共通感染症のなかでも最も注意を要する狂犬病に対する危機管理の不断の備えが重要であります。

### 3 日本における狂犬病対策

狂犬病対策としては、現在、次のような動物に対する衛生措置が「狂犬病予防法」 に基づき実施することとなっております。

- (1)「発生予防対策」として、①飼育犬の登録と定期予防注射、②未登録犬の捕獲と 抑留
- (2)「侵入防止対策」として、犬、猫等の特定動物に対する輸入検疫
- (3)「発生時のまん延防止対策」として、①狂犬病感染動物の隔離、②飼育犬の移動制限と一せい検診・強制予防注射の実施

### 4 狂犬病予防対策の課題

(1)日本のような狂犬病清浄国において実行すべき対策として重要なのは、①海外からの感染動物の侵入防止を図るための輸入検疫とともに、②国内対策として 国内飼育動物の発生予防対策を徹底することにより、狂犬病侵入時のまん延防止 に備えることにあります。

### (2) しかしながら、

- ・ 「輸入検疫」については、犬に加え、猫、あらいぐま、スカンク、きつねが 狂犬病の検疫対象動物に追加されましたが、①依然として検疫対象は一部の 動物であり、また、げっ歯類動物を中心とした野生動物対策が未整備である こと。②外国船舶に搭載された犬の不法上陸事例が頻発する等、現状の輸入 検疫による侵入防止には、自ずと限度があります。
- ・ 一方、「発生予防対策」については、家庭動物としての犬の飼育頭数が順次増加する中、飼育犬の全数把握としての登録と定期予防注射は、いずれも周知・ 徹底されておらず、登録率は5割水準、定期予防注射の実施率は、実に4割を 下回る低水準にあると見込まれます。

## 5 今、狂犬病対策にとって重要なこと

- (1) 狂犬病の予防対策において、感染源となる動物に対し、予防注射を実施し 免疫を付与することにより流行を防止するためには、WHO ガイドラインにおいて、 少なくとも70%以上の免疫水準を常時確保する必要があるとされています。
- (2) 狂犬病予防法においては、犬の所有者に対し市町村等自治体に「犬の登録」を 行うことと毎年の「定期予防注射」を受けることが義務付けられています。 人に対する狂犬病の感染源として、国内の飼育犬について登録の徹底と定期 予防注射を行うことにより、常時一定レベルの免疫付与を行い、狂犬病侵入時に おける動物間での流行防止と伝播経路の遮断のための措置を講じておく必要が あります。
- (3) また、狂犬病予防法に基づく狂犬病対策については、広く国民的理解の下で推進する必要があります。狂犬病の最終発生から50年が経過する中で狂犬病のリスク管理に対する意識が低下することなく、また、犬を飼育される方が狂犬病に対する正しい知識をもっていただき、狂犬病の予防対策が犬の所有者の責務として定着するよう一層の理解を深めていく必要があります。
- (4) 犬による咬傷事故は、毎年、届出だけでも 6,000 件以上が報告されています。 万一の侵入事態に遭遇した場合、現行の予防注射の実施率では社会パニックを 引き起こしかねません。
- (5) 犬の飼育者自身が愛犬を守ること。そのことが人の命を守り、社会を守ること につながります。

# 資料 1

# 1 犬の登録頭数及び予防注射頭数の推移

年 度(平成)	10	14	15	16	17	18	19
(1)飼育頭数(千頭)	9,895	9,523	11,137	12,457	13,068	12,089	12,522
(2)登録頭数(千頭)	5,424	6,085	6,263	6,394	6,480	6,636	6,740
(3)予防注射頭数(千頭)	4,479	4,682	4,741	4,802	4,797	4,910	5,098
(4)登録率(%、推定値)	55	64	56	51	50	55	54
(5)予防注射実施率(%、推定値)	45	49	43	39	37	41	41

資料: ①飼育頭数は、ペットフード工業会調査

②登録頭数及び予防注射頭数は、厚生労働省調査

# 2 動物の輸入検疫頭数の推移

単位:頭

年(平成)	11	13	14	15	16	17	18	19
(1)犬	12,883	12,101	12,283	16,892	14,376	8,309	8,099	7,281
(2)猫	_	2,400	2,288	2,457	2,611	1,635	1,655	1,600
(3)キツネ	_	54	55	36	46	2	13	0
(4)アライグマ	_	0	0	0	0	0	0	0
(5) スカンク	_	20	30	0	16	0	0	0

資料: 農林水産省調査

# 3 犬の咬傷事故の報告件数の推移

単位:件

年 度(平成)	11	13	14	15	16	17	18	19
咬 傷 事 故 報 告 件 数	6,307	6,384	6,314	6,001	6,067	5,275	5,315	5,500

資料: 環境省調査

# 最近の中国における狂犬病の状況

1 2005年の中国における狂犬病による死亡者は 2,545人で、伝染病による死亡者の 20%を占め、国内の感染症による死亡原因の 2 位は狂犬病 (1 位は結核、3 位はエイズ) となっている。

2006 年に入り、中国各地において狂犬病の犬の数、犬にかまれて死亡した 人の数は増加し、これら住民の死亡をきっかけに、各地で、犬の強制処分や 狂犬病予防注射の強制接種が行われた。

2007年においても、2008年の北京オリンピックの開催に向けて、狂犬病予防注射の強化が図られたが、狂犬病による死亡者の減少は見られなかった。

2008年1月、すべての犬に狂犬病予防注射を義務付ける法律が施行され、違反者は厳罰に処せられる等、オリンピック開催に向けたさらなる狂犬病予防措置の強化が図られた。なお、最近の中国各地における狂犬病に関連する状況は以下のとおりである。

# (1) 北京市の状況 (2008年1月)

北京市では、登録を受けている犬(初期登録料 14,000 円+更新料・1 年毎 7,000 円) は、指定動物病院で年に一度、無料で狂犬病ワクチンを受けることができることとされた。

#### (2) 四川省の状況(2008年5月)

四川省では、青川県等の一部の地域で、震災後多くの飼い犬が野犬化し、 餌を求めて徘徊して時には人を咬むなどの危害を加える状況になったため、 すべての犬を捕獲・処分することとされた。

### (3) 雲南省の状況 (2008年10月)

雲南省弥勒県では、狂犬病により7月以降6人の死亡者がでたため、県内の犬をすべて捕獲・処分することとし、1万1千5百頭以上の犬が処分された。

### (4) 黒竜江省の状況 (2009年5月)

黒竜江省黒河市では、犬の飼育を禁止することとし、飼い犬を含めたす

べての犬を殺処分することとされ、動物愛護団体から非難を受けた。

## (5) 陝西省の状況 (2009年6月)

- ・ 陝西省漢中市では、3 月以降 12 人が狂犬病で死亡したことから、狂犬 病予防に係る施策が強化され、約 3 万 6 千頭の犬が処分されて、動物愛 護団体等から非難を受けた。
- ・ 同市では、5月23日から6月1日まで、戸別訪問による狂犬病予防注射 の強制接種を行うとともに、犬を係留するよう指導するキャンペーンを 実施し、このキャンペーンにより、24万頭以上の犬に予防注射が実施さ れた。

## 2 中国国内の人における狂犬病死亡者数

2004年
2005年
2006年
2007年
3,380人

資料: ProMED - mail 等